

居宅介護支援事業所第2清鈴園運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人西中国キリスト教社会事業団が設置経営する指定居宅介護支援事業所第2清鈴園(以下「事業所」という。)の運営及びサービス提供について必要な事項を定め、円滑な事業運営、適切なサービス提供を図ることを目的とします。

(運営の方針)

第2条 サービスの提供にあたっては関係の法令、省令及び告示に適合することはもとより、次のことを基本の方針とします。

- (1) 利用者またはその家族(以下「利用者等」という。)に必要な情報を適切に提供し、自己決定・選択権を尊重し、意向に沿ったサービスを提供します。
- (2) 利用者が居宅において少しでも自立した生活を営むことができるように福祉、保健、医療の居宅サービス提供事業者をはじめ公私にわたるサービスと連携し総合的で効果的にサービスが利用できるよう支援します。
- (3) 正当な理由なくサービスの提供を拒まず、サービス提供にあたっては特定の種類又は居宅サービス事業者に不当に偏ることなく中立公平に行います。

(事業所の所在地)

第3条 本事業所の所在地は廿日市市阿品四丁目 51 番 32 号とします。

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 本事業所に勤務する従事者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとします。

- (1) 管理者(主任介護支援専門員) 1名
管理者は、事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行います。
- (2) 介護支援専門員 5名以上
介護支援専門員は、居宅介護支援サービスの提供にあたります。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとします。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとします。
ただし、12月30日から翌年1月3日までを除きます。
- (2) 営業時間 午前9時00分から午後6時00分までとします。
- (3) 電話等により24時間常時連絡が可能な体制を確保します。

(指定居宅介護支援の提供方法)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法は、次のとおりとします。

- (1) 利用者等の相談を受ける場所:事業所の相談室

(2) 使用する課題分析票の種類：

原則として「居宅サービス計画ガイドライン」全国社会福祉協議会

(3) サービス担当者会議の開催場所：本事業所の相談室、利用者宅等

(4) 介護支援専門員の居宅訪問頻度：月1回以上

(指定居宅介護支援の内容)

第7条 居宅介護支援の内容は、次のとおりとします。

(1) 居宅サービス計画の作成

(2) 指定居宅サービス事業者及びその他の関係する機関、団体等との連絡調整

(3) その他の便宜の提供

(利用料その他の費用の額)

第8条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとします。

2 通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して行う指定居宅介護支援に要した交通費は、原則としてその実費を負担して頂きます。ただし、自動車を使用した場合は、通常の事業の実施地域を越えた地点から、路程1キロメートル当たり20円を実費として負担して頂きます。

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者等に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名又は記名押印をして頂きます。

(通常の事業の実施地域)

第9条 事業所の通常の事業の実施地域は、廿日市市(旧佐伯町、旧宮島町、旧吉和村を除く)とします。

(事故発生時の対応)

第10条 利用者に対する居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な処理を講じます。

2 前項の事故の状況及び事故に際して採った措置について記録します。

3 利用者に対する居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

(苦情に対する対応方針)

第11条 自らが提供した居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置づけた居宅サービス等に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応します。

2 自らが提供したサービスに関し、介護保険法の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って行います。

(個人情報保護)

第12条 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めます。

2 事業者が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとします。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第13条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じます。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を行います。
- (2) 虐待防止の指針を整備し、必要に応じ見直しを行います。
- (3) 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施します。
- (4) 上記措置を適切に実施するための担当者を置きます。

(その他運営に関する重要事項)

第14条 事業所は、介護支援専門員の資質の向上を図るために、次のような研修の機会を設け、また、勤務体制を整備します。

- (1) 廿日市市介護支援専門員連絡協議会の研修
- (2) 関係機関、団体が開催する研修
- (3) その他の研修

2 従業員は、業務上知り得た秘密を保持します。

3 この規程に定める事項のほか、事業所の運営に関する重要事項は、社会福祉法人西中国キリスト教社会事業団と事業所の管理者との協議に基づいて定めます。

付 則

この規程は、1999年9月30日から施行します。

この規程は、2003年4月1日一部改定(従業員の数、通常の事業の実施地域)。

この規程は、2006年4月1日一部変更(従業員の職務内容、通常の事業の実施地域)。

この規程は、2006年5月1日一部変更(営業日、使用する課題分析票の種類)。

この規程は、2008年4月1日一部変更(従業員の数)。

この規程は、2013年4月1日一部変更(従業員の数)。

この規程は、2013年6月1日一部変更(従業員の数)。

この規程は、2014年6月1日一部変更(従業員の数)。

この規程は、2014年9月1日一部変更(従業員の数)。

この規程は、2015年7月1日一部変更(通常の事業実施地域)。

この規程は、2016年3月1日一部変更(従業員の数)。

この規程は、2016年10月1日一部変更(従業員の数)。

この規程は、2016年12月1日一部変更(従業員の数)。

この規程は、2017年1月1日一部変更(従業員の数)。

この規程は、2017年3月31日一部変更(従業員の数)。

この規程は、2019年10月1日一部変更(従業員の数)。

この規程は、2021年4月1日一部変更(指定居宅介護支援の提供方法—一部追記、事故発生時の対応、苦情に対する対応方針、個人情報の保護、虐待防止のための措置に関する事項—追記)。

この規程は、2022年10月1日一部変更(従業員の数)。